

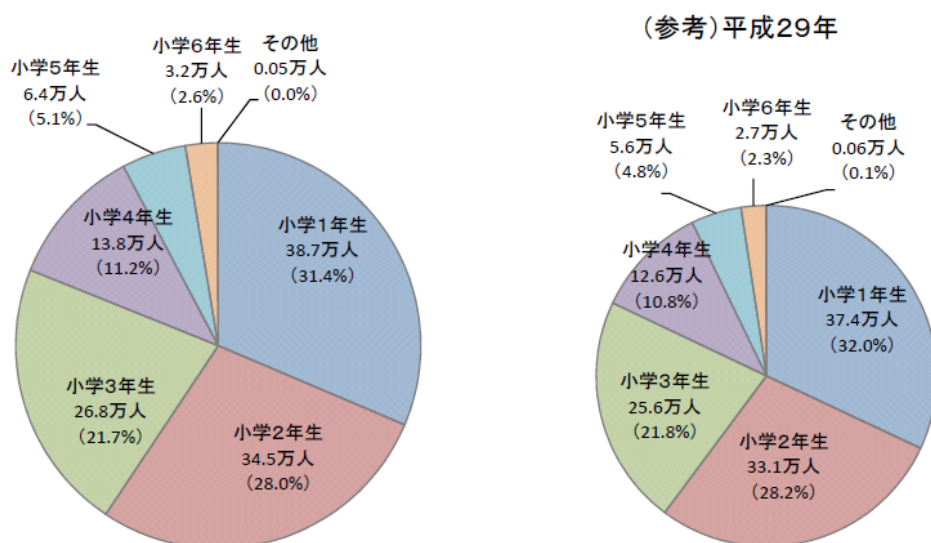
## 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における現状と課題について

## 1 放課後児童クラブにおける国の動向等

## (1) 放課後児童クラブの対象児童の拡大

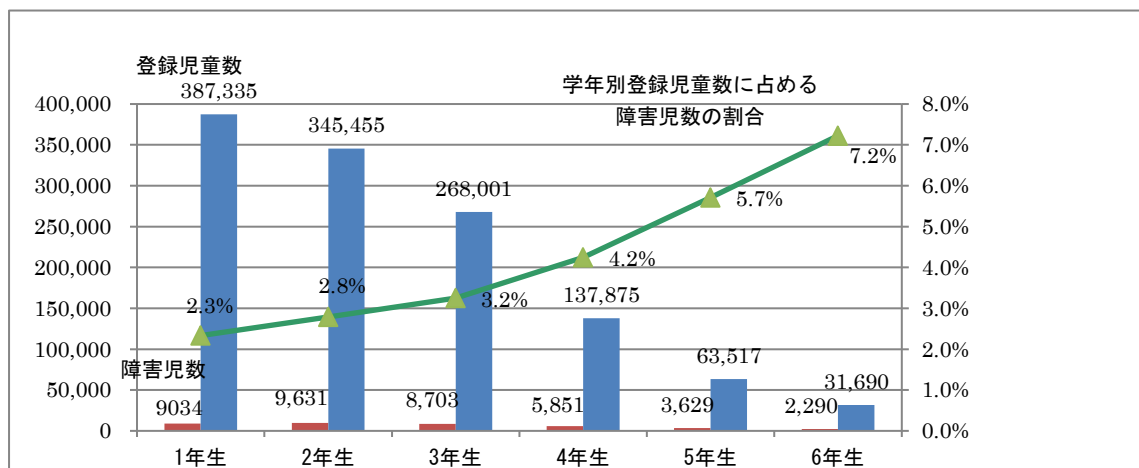
平成 24 年の児童福祉法の改正（平成 27 年 4 月施行）により、放課後児童クラブの対象児童が「保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童」から「保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童」と拡大された。

## (2) 学年別登録児童数の状況（平成 30 年 5 月 1 日時点）



資料：厚生労働省 平成 30 年度放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況

## (3) 学年別登録児童数に占める障害児数の割合（平成 30 年 5 月 1 日時点）



※厚生労働省 平成 30 年度放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況より作成

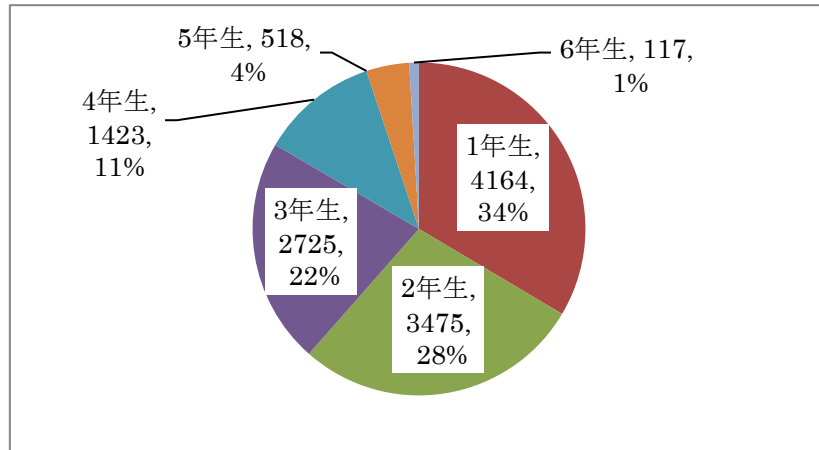
・学年が上がるにつれ、登録児童数は減少するものの、登録児童数に占める障害児数の割合は増加する傾向にある。

## 2 本市における放課後児童クラブの現状と課題

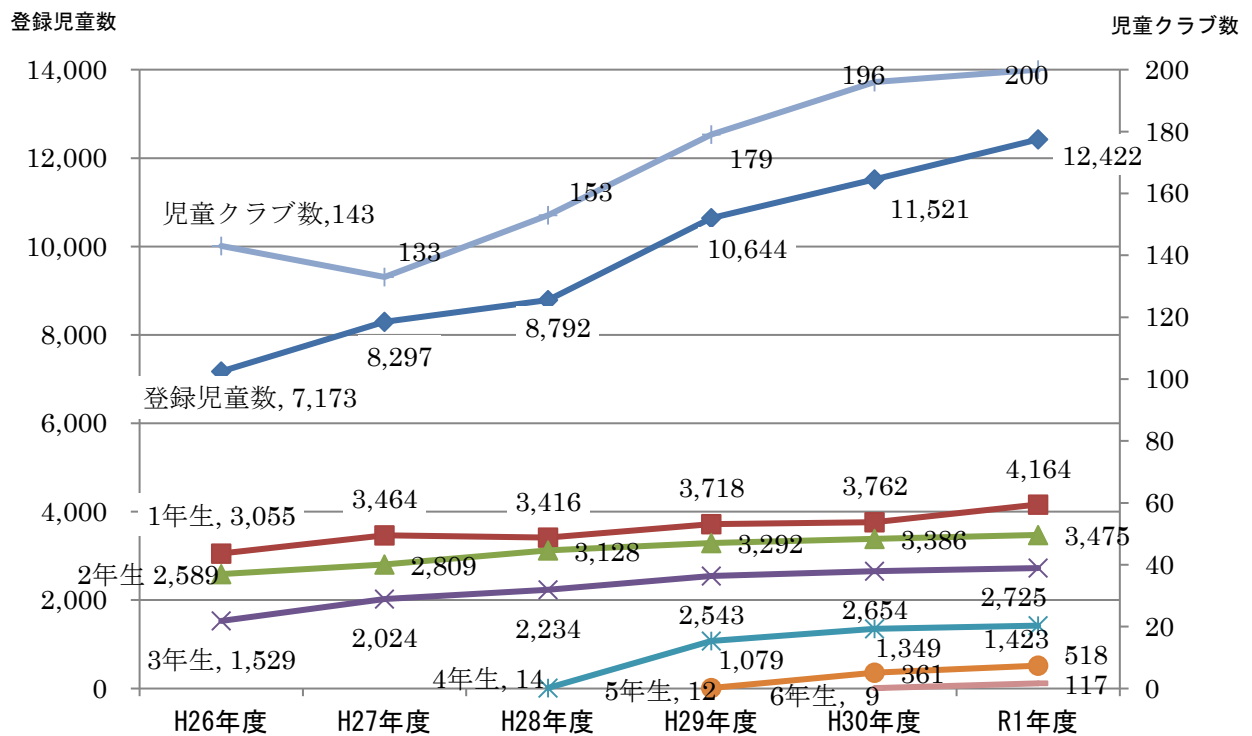
「仙台市すこやか子育てプラン 2015」において、高学年については、小学5年生までを平成30年度当初、小学6年生までを平成31年度当初までに受け入れることとしている。

### (1) 学年別登録児童数の状況（令和元年5月1日時点）

令和元年度は、小学6年生までの児童の受入れを実施している。



### (2) 登録児童数と児童クラブ数の推移（各年5月1日時点）



※ 児童クラブ数には、学校の余裕教室等を活用して実施するサテライトを含めているが、平成27年度からの新制度により、館内のサテライトを含めて1つの児童クラブとして取り扱うこととしたため、平成27年度は前年度と比較し、児童クラブ数が減少している。

- ・登録児童数は年々増加しており、平成26年度と比較し約5,200人増加している。
- ・登録児童数の増加に伴い、その受け皿となる児童クラブ数も増加している。

(3) 児童館及び児童クラブサテライトの設置数の推移（各年5月1日時点）

|            | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 児童館・児童センター | 98    | 99    | 98    | 98    | 98    | 98   |
| マイスクール児童館  | 9     | 10    | 10    | 11    | 11    | 12   |
| コミュニティ児童館  | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     | 2    |
| 児童館合計      | 109   | 111   | 110   | 111   | 111   | 112  |
| 児童クラブサテライト | 34    | 22    | 43    | 68    | 85    | 88   |
| 児童クラブ合計    | 143   | 133   | 153   | 179   | 196   | 200  |

※平成27年度から、新制度により館内サテライト室を本館として取り扱うこととしたため、当該サテライト室分が減少している。

(4) 児童クラブ実施場所

| 児童館の種類    | 概要   |
|-----------|--|
| 児童館       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的に設置。</li> <li>・児童クラブ事業のほか、児童健全育成（自由来館児童対応、各種行事の開催等）、子育て家庭支援（子育て相談、子育てサークルの育成、幼児クラブの開設）、地域団体等との交流推進といった機能を有する。</li> <li>・現在、81館開館。</li> </ul> |
| 児童センター    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館の機能に加え、広めの遊戯室を備える等、体力増進を図る機能を有する。</li> <li>・旧泉市にて整備され、現在17館開館。</li> </ul>   |
| マイスクール児童館 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校の転用可能な教室を活用して、児童館事業を実施するもので、平成10年度から設置。</li> <li>・現在、12館開館。</li> </ul>  |
| コミュニティ児童館 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校の敷地内において、地域の運営委員会の管理運営のもと、児童館事業を実施するもので、平成19年度から設置。</li> <li>・現在、2館開館。</li> </ul>   |

| 児童クラブの設置形態  | 概要  |
|-------------|---|
| 児童クラブサテライト室 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童クラブへの登録希望者が多い児童館において、児童館本館以外の場所に、児童クラブ運営のために設置。</li> <li>・平成19年度から設置し、現在88室開設。</li> </ul> |

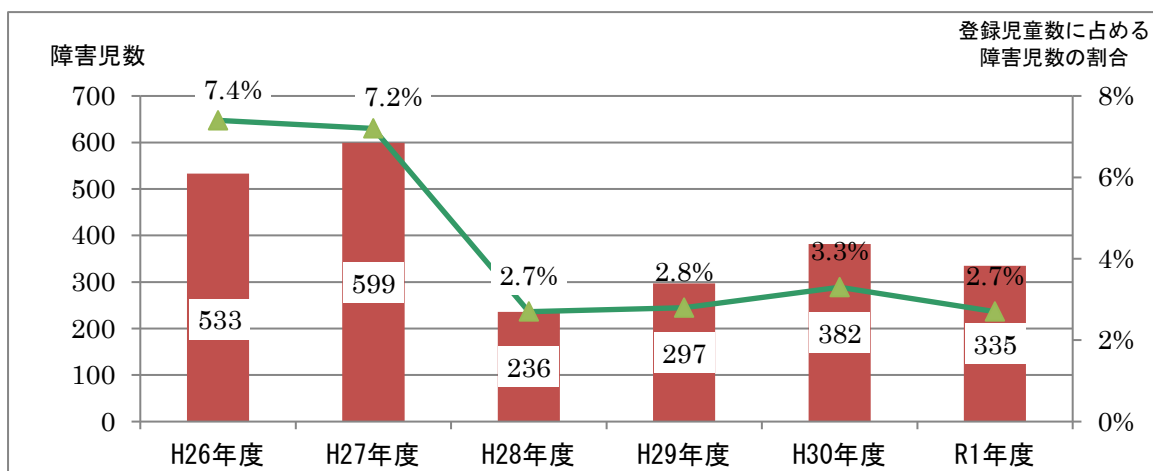
(5) 児童館及び児童クラブサテライトの整備状況（令和元年5月1日時点）

|   | 児童館の種類     | 設置形態              | 児童館  | 箇所数   |
|---|------------|-------------------|--|-------|
| 1 | 児童館・児童センター | 単独設置              | 栗生、台原、新田、燕沢、西山、南材木町、大和、芦の口、上野山、黒松、向陽台、将監等                    | 38    |
| 2 |            | 市民センター等市民利用施設との併設 | 片平、貝ヶ森、木町通、幸町南、高砂、田子、沖野、南小泉、長町、桂等                            | 40    |
| 3 |            | 学校併設              | 通町、旭ヶ丘、愛子、富沢   | 4     |
| 4 |            | 学校敷地内             | 国見、小松島、八幡、東六番丁、南吉成、岡田、榴岡、鶴巻、宮城野、蒲町、東長町、向山、八木山、市名坂、南光台、八乙女    | 16    |
| 5 | マイスクール児童館  | 学校校舎内             | 川平M、桜丘M、沖野M、太白M、人来田M<br>立町M、連坊M、荒巻M、広瀬M、鶴ヶ谷東M<br>東宮城野M、東二番丁M | 12    |
| 6 | コミュニティ児童館  | 学校敷地内             | 袋原コミュニティ、北六番丁コミュニティ  | 2     |
| 計 |            |                   |  | 112 館 |

|    |       |           |   |      |
|----|-------|-----------|---|------|
| 7  | サテライト | 学校校舎内     | 水の森、折立、南吉成、愛子①②③、川平M、広瀬M①②、荒巻M、北六番丁コミュニティ①、東部、高砂、鶴ヶ谷西、岡田、岩切①、榴岡①、新田①、宮城野、六郷①、蒲町①、沖野M、連坊M①②③、西多賀、八木山、東長町①②、富沢①②、南光台①②、将監、八乙女①、向陽台、七北田C、市名坂①②、台原、小松島、立町M、田子、原町、上野山、太白M、高森C、寺岡C、鶴ヶ谷東M、鹿野 | 50   |
| 8  |       | 学校敷地内プレハブ | 袋原コミュニティ  | 1    |
| 9  |       | 市有地内プレハブ  | 錦ヶ丘①、岩切②、六郷②  | 3    |
| 10 |       | 公共施設内     | 錦ヶ丘②、新田②、七郷①、木町通、榴岡②  | 5    |
| 11 |       | 町内会集会所    | 新田③、柳生、北中山C、栗生、金剛沢、   | 5    |
| 12 |       | 民間賃借物件    | 片平、八幡、上杉、東六番丁、北六番丁コミュニティ②、中野栄、福室、鶴巻、榴岡③、大和、七郷②③、蒲町②、荒町、長町南①②③、中田、八本松、大野田①②、八乙女②、燕沢①②  | 24   |
| 計  |       |           |   | 88 室 |

- ・平成30年度においては、小学校の余裕教室等を活用し、7学区に7箇所のサテライトを整備した。
- ・学校敷地内に設置している児童館及びサテライトは、延べ85箇所。  
うち学校校舎内に設置している児童館及びサテライトは、延べ61箇所。

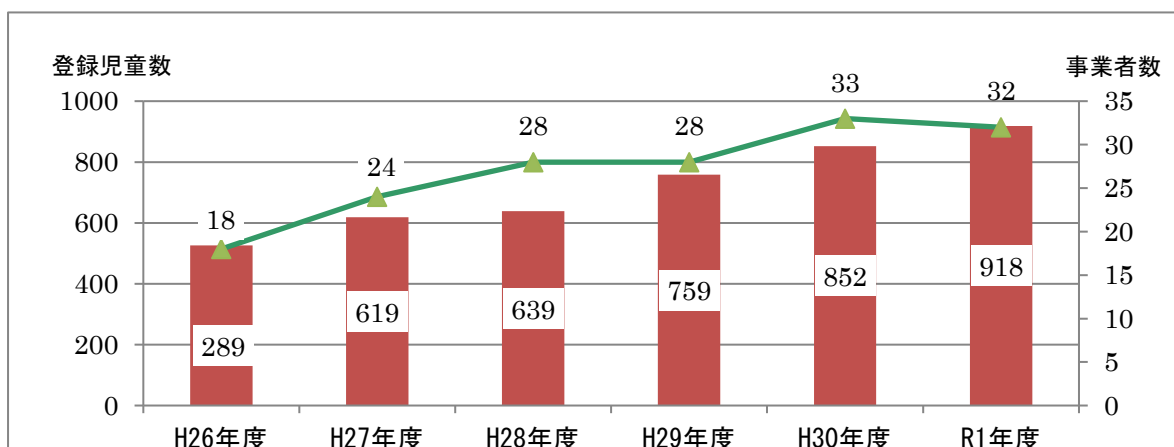
(6) 障害児数と登録児童全体に占める割合の推移（各年5月1日時点）



※障害児：療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、医師、児童相談所等公的機関からこれらの児童と同等の障害を有していると認められる児童

※国の障害児の定義の変更に伴い、平成28年度に障害児数が減少している。平成27年度以前は、上記の定義に児童館長等が支援の必要度が高いと判断した児童を加えたものとしていた。

(7) 民間事業者数と登録児童数の推移（各年5月1日時点）



・児童クラブ事業への民間事業者の参入が進み、当該事業者における登録児童数も増加している。

## (8) 放課後児童クラブの課題について

### ① 児童クラブの職員基準に係る対応

#### (i) 現行の基準

児童福祉法において、児童クラブ職員の資格及び人数については、国の省令基準に従い市町村が条例で定めるものとされており、本市では省令基準どおり次のように定めている。

|      |  |
|------|--|
| 人数要件 | 支援の単位（クラスのようなまとまり）ごとに専任の放課後児童支援員2名以上を配置。ただし1名を除き補助員とすることができる |
| 資格要件 | 放課後児童支援員は、保育士、幼稚園教諭、教員免許、一定の実務経験等を基礎要件とした上で、認定資格研修を修了した者     |
| 経過措置 | 認定資格研修を「修了した者」については、「平成32年3月31日までに修了することを予定している者」を含む         |

#### (ii) 法改正等の状況

##### (ア) 地方分権改革に係る議論の経過

平成29年度 全国知事会、全国市長会、全国町村会として、地域の実情に応じた職員配置を行う裁量を求め、職員基準の参酌化等を提案。

平成30年12月 児童クラブの職員に係る「従うべき基準」を「参酌すべき基準」とする閣議決定。

##### (イ) 法改正の状況

児童福祉法改正を含む第9次地方分権一括法が本年5月31日に可決成立。児童クラブ職員基準に係る法改正は令和2年4月1日施行予定。

#### (iii) 今後の対応

##### (ア) 職員基準参酌化への対応

- ・参酌化の趣旨を踏まえ、本市の主体的な判断により、児童が安全・安心に遊び、生活できるような環境を確保していく。
- ・条例基準を満たす人員は確保できていること、有識者による検討や議会での議論を経て本市条例基準が定められた経緯を尊重すべきこと等から、本市の現在の状況では、現行基準を維持することが妥当と認識。

##### (イ) 経過措置に係る対応

- ・令和2年度以降の経過措置の要否については、今後、運営団体や他都市の状況、県との調整等を踏まえながら検討。
- ・令和元年8月頃までに社会福祉審議会児童福祉専門分科会で審議の上、条例改正を要する場合には、市議会第3回定例会での条例改正案の提案を想定。

### ② 児童クラブの受け皿の確保

今後も児童クラブのニーズは増加することが見込まれる中、需要に応じた受け皿の確保が必要となる。その際、児童館のみでは受入れできない場合、教育委員会と連携し、小学校の余裕教室等を活用し、児童クラブのためのスペースを提供してもらう他、コミュニティセンター等の公共施設、マンション等の民間物件を賃借することでサテライトを整備し、受け皿を確保することとしている。また、各運営団体と協議しながら、児童館の大規模改修等の機会を捉え、児童が過ごす諸室の環境

整備に取り組んでいる。

### ③ 職員の資質向上

児童館職員の資質向上を図るための研修を年 8 回程度実施しており、その中では、児童の発達や要支援児への対応といった児童館現場のニーズに応じた内容に加え、特に対応が求められるテーマとして、児童クラブにおける高学年児童の受入れに対応した研修等も行っている。

### ④ 人材の確保

保育所等における保育士不足と同様に、放課後児童支援員（保育士等の資格を有する職員）についても、各運営団体における人材確保が困難となっていることから、本市のメール配信サービスを活用して市民への求人情報を発信している他、市主催の就職説明会の活用した取り組みを行っている。また、国の補助制度を活用した放課後児童支援員の処遇改善を実施し、必要な人材の確保に努めている。

### ⑤ 特別な支援を要する児童への対応

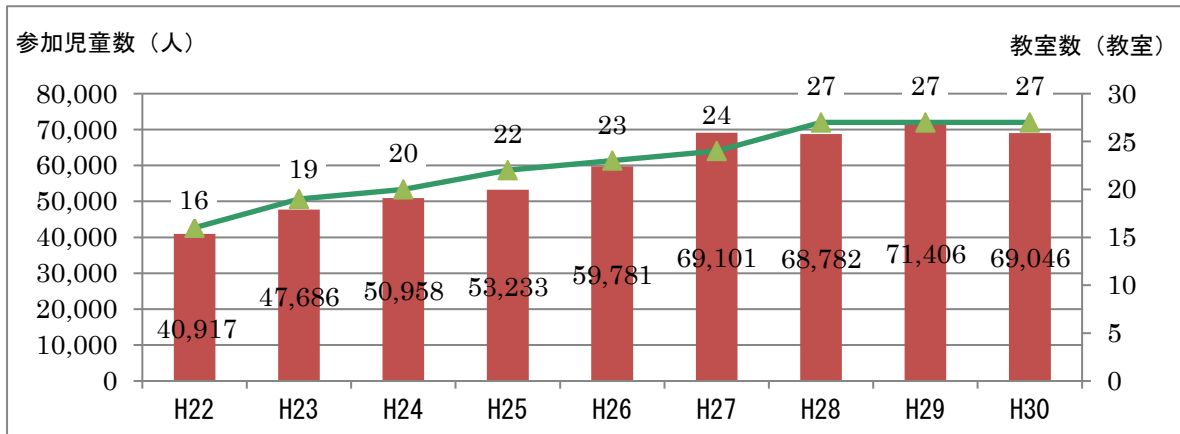
障害等特別な支援を要する児童数の増加等への対応のため、要支援児数に応じて職員を加配している他、発達障害等を専門とする学識経験者を児童館に派遣し、要支援児への対応について助言や指導をいただいている。また、平成 30 年度からは、小学校の特別支援教育コーディネーター等との連絡調整、保護者対応に関する窓口的役割を担う「児童館特別支援コーディネーター」を各館 1 名養成し、要支援児への対応の充実を図っていく。

### 3 本市における放課後子ども教室の現状と課題

#### (1) 放課後子ども教室の設置目的等

放課後の小学校施設などを活用して、子どもたちの安全な居場所を確保するとともに地域の方々などの協力を得て、地域に根ざした多様な体験・交流活動の機会や学習支援の場などを子どもたちに提供することにより、自ら学ぶ力を身に付けさせ、併せて地域で子どもを育む環境の充実を図ることを目的とするものである。

#### (2) 参加児童数と教室数の推移



- ・地域ぐるみで子どもを育むという趣旨に賛同いただいている地域の方々や学校の参画が徐々に進み、平成 28 年度には 3 校で新規開設することができた。
- ・参加児童の延べ人数は、全体的に増加傾向にあり放課後の子どもの居場所に対する需要は今後も高い状態が続くと推察される。

#### (3) 運営主体

- ・学校、保護者、地域の団体等により組織される「運営委員会」が運営の中心となっている。

#### (4) 活動の特徴

##### ・活動場所

主に小学校施設（特別教室、図書室、体育館等）を活動のフィールドとしているが、休業日などの活動においては、地域の市民センターやイベント会場、その他学校外の施設で活動を行うこともある。

##### ・活動内容

活動内容は教室ごとに異なり多岐に亘るが、主なものとして、次の活動をしている。

- ・「自由遊び」や「自主学習」といった子どもたちの自主的な活動を中心とするもの
- ・「書道」「茶道」「折り紙」などについて、地域の方を講師に招いて講座を実施するもの
- ・「地域の行事への参加」など、地域と一体となった体験・交流活動
- ・放課後子ども教室一覧は、別添資料 3-3 のとおり。



## (5) 放課後子ども教室の課題について

### ① 事業の支援者の確保・スキルアップ

- ・子ども教室は地域の人材・資源を活かして実施する、いわば「ボランティアベース」の事業である。
- ・事業の実施場所となる学校側の理解・協力を得ることを含め、地域の方々の協力のもとに実施している事業であることから、地域との関係をさらに深め、事業を支援いただく地域の方々の確保を進めていく必要がある。
- ・新たな地域関係者の確保と並行して、事業のコーディネーターなどの関係者の固定化を避けることに努めるとともに、コーディネーターの事業運営スキルの向上を図っていく必要がある。

### ② 関係者（協力者）とのネットワーク構築

- ・「事業運営のスキル向上」と密接に関連するが、当然コーディネーター個人で事業運営をなし得るものではないので、様々な機関とのネットワークを構築・深化し、関係者の力を取り入れながら、質の高い事業運営を図る必要がある。

### ③ 児童クラブとの一体的・連携した運営

- ・平成 26 年 12 月に文部科学省が明示した一体型運営の定義に照らした場合、一体型の必要条件である「学校敷地内（隣接含む）に児童館が設置」されており、かつ放課後子ども教室が開設されている学校数は『10 箇所』となっている。
- ・必要に応じて児童クラブとの連携を促進し、活動内容の充実や運営の効率化を図っていく。